

児童虐待

「しつけ」は子どもの発達の援助であり

「虐待」は子どもの発達の阻害です。

親がいくら一生懸命であっても、いくらその子のためにも思っても、子どもにとって有害な行為であれば虐待になります。

最近、児童に関する事件や事故の報道が多くなっています。中でも、親が子どもに対して虐待し、心身に後遺症を残したり、ときには死亡させてしまうなど、重大な結果を招く事件も多くなっています。

子どもへの虐待は、行政や関係機関による対応だけでなく、家族や近隣、地域などの身近な方たちのお力添えがあつて、はじめて未然に防いだり、早期に発見することが可能となり子どもたちの大切な生命を守ることができます。

悲しい事件が繰り返されないよう、市民のみなさんが協力し合い、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育てていきましょう。

児童虐待の種類

子どもの虐待は、一般的に次の4つのタイプに分類されますが、重複していることがよくあります。

心理的虐待

- ◇言葉による脅かし、子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言うなど
- ◇無視したり、拒否的な態度などをとる
- ◇ほかの兄弟（姉妹）と著しく差別などする



身体的虐待

- ◇打撲傷・あざ・骨折・刺し傷・たばこの火やアイロんでやけどなどを負わせる
- ◇殴る、蹴る、投げ落とす、溺れさせる、熱湯をかける、食事を与えないなど、生命に危険をおよぼすおそれがある行為を行う



性的虐待

- ◇子どもへの性交や性的暴力、性的行為を強要する
- ◇性器や性交を見せる
- ◇ポルノ写真の被写体などに強要する



ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

- ◇子どもの健康・安全へ配慮を怠る（重病になっても病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出したり、車内に長時間放置する）
- ◇不適切な教育（適切な食事を与えない、汚れた衣服を着続けさせる）
- ◇登校や外出を禁止する



聞こえますか？ SOS

あなたの一報が子どもの命を救います。

次のようなことに気づいたら虐待が疑われます。市の家庭児童相談室または諏訪児童相談所にご連絡ください。「虐待でなかったらどうしよう」と不安を感じる必要はありません。

- | | | |
|-------------------|----------------------|---------------|
| ◆たたく音や叫び声が聞こえる | ◆不自然な傷がある | ◆いつもお腹をすかしている |
| ◆衣服や体がいつも極端に汚れている | ◆小さな子どもをおいて頻繁に外出している | |

通告は義務です。

児童虐待を発見した場合、すみやかに連絡することは国民の義務です。
(児童福祉法第25条および児童虐待防止法第6条)

児童虐待ではないかと感じたり、気づいたら、よけいな世話と考えずに関係機関に連絡しましょう。「通告」というとかたいイメージがありますが、「心配なので相談・連絡する」という気持ちでご連絡ください。

どんな方法で連絡すればいいの？



☆早めに、直接お電話でご連絡ください。

☆お手紙でも結構です。できるだけ詳しく具体的にお知らせください。

連絡先

諏訪児童相談所 ☎ 52-0056 (諏訪市湖岸通り1-19-13)
家庭児童相談室 ☎ 23-4811 (市役所2階児童福祉課)
(内線1265)

連絡いただいた方の秘密は守られます。

児童相談所や家庭児童相談室では、守秘義務といって、相談の秘密を守る義務があります。

誰からどのような相談や通告があったかについては、固く秘密は守られます。

連絡したあと、どうなるの？

- 家庭児童相談室では児童相談所と協力して、関係機関・関係団体等から、できるかぎりの情報を集めることから始めます。
- 親子の状況を判断し、学校、幼稚園、保育園や主任児童委員、民生委員・児童委員等の関係機関・関係団体等とネットワークをつくり援助を始めます。
- 児童相談所で危険が大きいと判断したときは、子どもを一時保護したり施設に入所させることもあります。
- その後も関係機関・関係団体等がそれぞれの役割を担いながら、親子の支援をつづけます。

相談事例

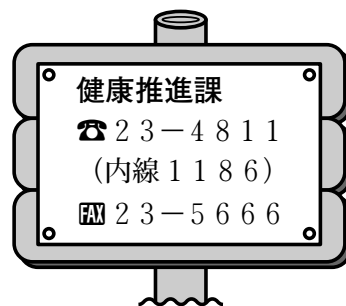
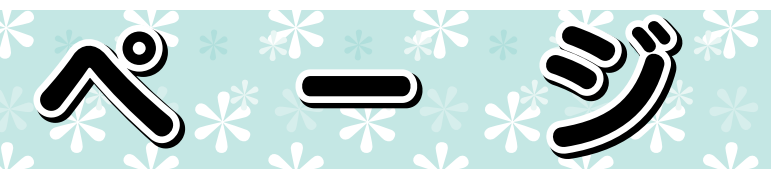
いつもコンビニで遊んでいる3歳くらいの子どまがいます。子どもに聞くと、母親は寝ているとのこと。夜の仕事をしているようです。一度、母親と話をしましたが、一人で遊んでいるから心配ないと言います。子どもにとって家庭は大切なものだと思うのですが…。

《回答》

子どもが放置されているのを黙認することはできません。生命の安全、食事、衛生などについてのさまざまな心配があります。なにより子どもは家庭で愛されて育ちます。ことばを覚え、礼儀作法を覚え、人との交流を学びます。

家庭は将来自立していくうえでの田畑のようなものです。一日も早く現在の状況を変えていく必要があります。

現状を打開し、改善に向けて行動を起こす必要がありますので、上記連絡先までご連絡ください。



《退職者医療制度について》

◎退職者医療制度では、職場の健康保険などからの拠出金も財源のひとつとなっています。届け出が遅れると、拠出金が負担する分まで国保の負担になってしまいます。みなさんに負担していただく国保税の軽減にもつながりますので、対象となったら必ず届け出をしてください。

●対象となる条件は…

- ・国保の加入者であり、老人保健法の適用外であること。
- ・厚生年金、共済年金等の老齢、退職年金の受給資格者で、年金制度の被保険者加入期間が通算で、20年以上もしくは40歳以降に10年以上あること。

●手続きは…

- ・国保の保険証および該当される方各人の年金証書、印鑑を持参のうえ届け出をしてください。
(※例：奥様も勤めた経歴があり、年金受給資格があつて制度に該当すると思われるときは、奥様の年金証書も必要です)

《高齢受給者証について》

国保に加入されている方でこれから70歳になられる方は、誕生日の翌月から医療機関での自己負担額がこれまでの3割から1割負担となります。ただし、一定以上所得者(注)は2割となります。

健康推進課から負担割合を記載した国民健康保険高齢受給者証を郵送しますので、国民健康保険証と共に医療機関等の窓口で必ずご提示ください。

現在70歳以上で、高齢受給者証または老人保健医療受給者証をお持ちの方は、引き続きお持ちの証を医療機関の窓口で必ずご提示ください。

(注) 同一世帯に70歳以上で住民税の課税所得が124万円以上の方がいる所得者

ただし、70歳以上の国保被保険者の収入が2人以上の場合は637万円

1人の場合は450万円未満である場合、申請すると1割負担となります。

◆あなたは家族の扶養に入れませんか？



・次に該当する方は健康保険に加入している家族の方の被扶養者になれるかもしれません!!

①健康保険加入者の三親等以内の親族

②年収が、60歳未満なら130万円未満、60歳以上なら180万円未満であるとき

①、②の条件に合うと思えば、面倒がらずに勤務先の保険担当者に相談しましょう。

国保と異なり、被扶養者が何人になっても基本的に保険料は変わりません。

《保険税は期限内に納めましょう》

特別の事情がないにも関わらず保険税を滞納していると段階的に次のような措置がとられます。

どうしても納付が困難な場合には早めに国保担当窓口にご相談ください。

①督促状・催告状が出されます。本来なら払わなくてよい督促料・延滞金などを徴収されます。

②有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。余計な手間が増えます。

③保険証を返していただき、代わりに「資格証明書」が交付されます。

資格証明書は、被保険者を証明するためのものですので、医療機関等の窓口ではいったん全額自己負担となります。後から申請により保険給付の7割分をお返しします。これも、余分な手間がかかることになります。

④保険給付の全部または一部が差し止められ、滞納分が差し引かれるようになります。





国保の

◆ 何かと異動の多いこの時期、国保の届け出も忘れずに！

加入・脱退の届け出は、健康推進課もしくは3支所で14日以内に行いましょう。

● 国保の加入・脱退Q & A



Q 1 職場を退職して健康保険を脱退したときはどうしたらよいのでしょうか？



A 1 ①働いている家族の健康保険に加入する
②自分の健康保険を任意継続する
③国保に加入する
などがあります。

〔③国保に加入する場合、届け出に必要なもの〕

職場を退職したことが証明できるもの（退職証明書、離職票など）、印鑑、厚生年金・共済年金受給者は年金証書



Q 2 国保を脱退するとき、手続きは必要？



A 2 必要になります。現在、国保に加入している人が、
①他市町村へ転出したとき
②職場の健康保険などに加入したとき
③家族の健康保険の扶養に認められたとき

以上の場合には、翌日より国民健康保険の資格はなくなります。

〔届け出に必要なもの〕

職場の保険証または就職の証明書、印鑑

Q 3 国保を脱退する届け出が遅れるとどうなるの？



A 3 国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。

特に職場の保険に加入したときは、国保脱退の手続きをしないと国保税は課税されたままとなりますので必ず国保脱退の手続きをしてください。

● こんなときも届け出を！

進学で離れて暮らす我が子に保険証を！

（在学証明書、印鑑、保険証持参でもう一枚発行します）

※保険証は世帯に一枚しか発行できませんが、進学のため転出となり世帯主の援助で生活している場合の特例措置ですのでご注意ください。転出の手続きをしないと発行できません！

《事故の場合も届け出を！》

交通事故など第三者の行為によってケガをしたとき、国民健康保険証または老人保健医療受給者証で治療を受けようとする場合は、健康推進課国民健康保険担当・老人保健担当まで届け出をしてください。事故等はすぐに警察へ届け出ましょう。

（示談は慎重に！ 国保で治療がうけられなくなることがあります）



異動があったら…

老人保健の変更手続きも忘れずに！

- 誕生日が昭和7年9月30日以前の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）には、老人保健の医療受給者証が交付されています。

お医者さんにかかるときに保険証などと共に提示すると、窓口の負担金は医療費の1割（一定以上の所得がある方は2割）で済みますが、次のようなときには届け出が必要です。

できるだけ早めに手続きを済ませましょう。

[こんなとき…]	[手続きに必要なもの]
①転入してきたとき	* 保険証、印鑑、負担区分等証明書（転出市町村で発行されます）
②転出するとき	* 医療受給者証、印鑑 （転入先の市区町村に提出する負担区分等証明書交付申請手続きをしてください）
③岡谷市内で住所が変わったとき	* 医療受給者証、印鑑
④保険証が変わったとき	* 保険証、医療受給者証、印鑑
⑤65歳以上で一定の障害をもったとき （おおむね障害者手帳3級以上）	* 保険証、印鑑、身体障害者手帳・国民年金証書等障害の程度を証明するもの

交通事故と老人保健



～示談は慎重に、警察と市役所に届け出を！

交通事故など第三者から被害を受けた場合のケガでも老人保健で治療を受けることができます。市が医療費を一時立て替えて支払い、後日被害者に代わって加害者に請求をしますが、示談が成立し加害者から治療費を受け取っていると老人保健での治療は受けられません。

事故にあってしまったら、すぐに警察に届け出ると同時に市役所にも届け出をお願いします。

福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

健康推進課

☎ 23-48

FAX 23-56

～こんなときには必ず健康推進課へ届け出をお願いします～

- ◆ 他の市町村へ転出する … 岡谷市で発行した受給者証は、転出後は使えません。転出手続きの際、必ず受給者証もお返してください。



(転入先で申請をして新しい証の交付を受けます)

- ◆ 保険証が変わった … 保険証によって付加給付額等が変わるため届け出がないと正確に医療費の給付ができない場合があります。新しい保険証と受給者証をお持ちの上、変更の届け出をお願いします。



- ◆ 振込口座を変更したい … 申請の際に登録した給付金の振込口座を変えたいときは、新しい口座の通帳と受給者証をお持ちの上、変更の届け出をしてください。(郵便局への振込はできません)



- 下記に該当の方は、申請して福祉医療費受給者証の発行を受けると医療費が一部給付されます。

制度の利用を希望される方でまだ手続きが済んでいない方は、市役所 1 階健康推進課で申請手続きをしてください。

乳 幼 児	・ 4 歳未満の乳幼児 ・ 4 歳～就学前の幼児（入院分のみ対象）
母子家庭	・ 母子家庭で18歳未満の子を扶養している母とその子 ・ 父母のいない児童
父子家庭	・ 父子家庭で18歳未満の子を扶養している父とその子
老 人	・ 68歳以上70歳未満で住民税非課税世帯の方
独暮女子	・ 50歳以上65歳未満で子がなく、所得税非課税の独り暮らし女子
障 害 者	・ 特別児童扶養手当 1・2 級該当の方 ・ 身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方 ・ 療育手帳 A 1、A 2、B 1 をお持ちの方 ・ 国民年金法施行令別表の 2 級 15～17 号および 1 級 9～11 号で、別に定める規定に該当する方 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方（外来分のみ対象）